

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|--|---|----|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16経教規程第30号</p> <p>第1条～第37条 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表(1)～(3) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 省略</p> | <p>第1条～第37条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 省略(現行どおり)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表(1)～(3) 省略(現行どおり)</p> <p>3～5 省略(現行どおり)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 省略(現行どおり)</p> | |

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

表 省略

3～4 省略

第40条～第44条 省略

附 則

第1条～第5条 省略

附 則 省略

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

表 省略(現行どおり)

3～4 省略(現行どおり)

第40条～第44条 省略(現行どおり)

附 則

第1条～第5条 省略(現行どおり)

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例)

第6条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第38条第2項及び第39条第2項の規定の適用については、第38条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第39条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則 省略(現行どおり)

附 則 (21経規程第20号)

この規程は、平成21年6月22日から施行する。